「承認印」小史　片山（かたやま）　七三雄（なみお）（東京都）①

1883年１月１日施行の郵便条例により郵便禁制品が制定されたが、1886年２月、禁制品の一部が「他の郵便物に危害を加えない程度に堅固な包装であること」を郵便局で確認できた場合に承認印を押すことを条件にして差し出せるようになった。以後、蚕種、小包郵便物にまでこの適応範囲を広げたが、1900年10月１日の郵便法等施行時に「郵便物包装規則」が制定され、承認印の使用は廃止された。

本展示では、郵便禁制品の制定、禁制品及び承認印対象郵便物を公示した郵便差出箱掲示書と、管理局からの「承認印」送付封や、承認印返納指示書を含め、「承認印」押印対象の郵便種別を全種類揃え、かつ「承認印」の使用局所を全局揃えて、わずか14年半程度しか使用されなかった「承認印」の使用の全貌を示す。